
プロジェクト	継続企業及び後発事象に関する実務指針等の移管に係る調査研究
項目	本日の審議事項

本資料の目的

1. 本資料は、継続企業及び後発事象に関する調査研究についてご審議いただくことを目的としている。

経緯

2. 日本公認会計士協会が公表した実務指針等を当委員会に移管するプロジェクトにおいて、2023 年 6 月に「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表した。
3. 意見募集文書では、日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち、会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等については、内容に応じて会計に関する内容と監査に関する内容を切り分ける必要がある場合があるため、当該作業を行う場合のリソースを鑑み、そのすべてを移管の対象とはせず、優先順位に基づいて対応することが適切との考えを示した。そのうえで意見募集文書では、国際的な会計基準及び監査基準等に照らした状況を踏まえ、継続企業と後発事象に関する実務指針等については移管に係る実行可能性について調査研究を行うことが考えられるとしていた。
4. 意見募集文書に対して寄せられた意見では、会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等のうち、継続企業と後発事象に関する実務指針等について調査研究を行うことを支持する意見が聞かれた。このため、当委員会は、継続企業と後発事象に関する調査研究を実施することとした。
5. 調査研究においては、次のアプローチを採用している。
 - (1) まず実務指針等の移管の実行可能性を検討するために、継続企業と後発事象に係る実務指針等を対象として会計に関する内容と監査に関する内容を切り分けるように分析を行う。
 - (2) (1)に併せて、仮に実務指針等の移管が実行可能とされた場合、実務指針等の

移管のみを目的として基準開発を行うのか、国際的な会計基準や監査基準等の取扱いとの関係から生じる論点や当委員会等における過去の審議で検討された論点も基準開発の範囲に含めるかについても検討を行う。

6. 第 519 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 5 日開催）では、前項のアプローチに基づき作成した「継続企業及び後発事象に関する調査研究」の文案（以下「本文案」という。）をお示しし、全般的な文案の構成、継続企業及び後発事象に関する会計に関する内容と監査に関する内容の切り分けの考え方並びに基準開発の方向性の分析についてご意見を伺った。
7. また、第 522 回企業会計基準委員会（2024 年 3 月 18 日開催）では、本文案における継続企業及び後発事象に関する会計基準の開発の方向性に関する分析及び結論についてご意見を伺った。

本日の審議事項

8. これまでの審議を踏まえ修正した本文案についてご意見を伺いたい（審議事項(4)-2）。
9. なお、第 522 回企業会計基準委員会で聞かれた意見は、審議事項(4)-3 で示している。

ディスカッション・ポイント

本資料第 8 項に示した審議事項に関してご意見を伺いたい。

以 上